

## 「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書(案)」に対する意見

### [御意見 1] 事業用太陽光発電の今後の買取価格決定方式について

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

#### 3. ② コスト低減や事業者の競争を促す買取価格決定方式 (p5)

#### ・意見内容

- (1) 事業用太陽光発電の買取制度見直しについては、現行制度を大きく変えないトップランナー制度への移行の方向性は妥当であるものの、入札制度への移行については、現時点でこれを決めることは時期尚早である。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

本報告書(案)及び、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(以下 委員会)で指摘されているとおり、他国に比べ相対的に高い太陽光発電のコストを下げ、賦課金上昇を抑止することは重要であり、そのために現行制度の修正が必要との方向性には賛同できる。

報告書が言うところの「トップランナー方式」については、コスト効率的な事業者の取組みを基準にすることで業界全体の取組を後押しすることができることに加え、まだ走り始めて間もない現行 FIT 制度の構造を大きく改変しなくて済むことから有意であると考えられる。

ただし、小規模発電事業者が著しく排斥されるような価格設定にならないよう、今後進められる詳細設計が適切に成されることが大前提である。

一方、入札制度の効果については、以前より電力市場の形成・成熟がなされ、再生可能エネルギーの導入比率が日本より高いドイツやイギリスでも、まだ先行的に導入した段階であり、成功例に乏しい。先に述べたとおり、賦課金抑止の重要性は理解できるものの、一方で入札制を導入しているドイツやイギリスなどの他国に比べ、日本はまだ賦課金単価は相対的に低く、負担自体はすぐに過度とならないという見方もできる。そのような中において、FIT 制度をはじめてまだ経験が浅い日本が、あえて同入札制をとることの、適正性を見出すことは、現時点では難しいものと考えられる。

現に、これまで計6回の委員会の議論においても、入札制度を既に導入している先行国の導入事例を定量的に分析してはならず、現時点で入札制度を是とするエビデンスに乏しい。

以上から、現時点で入札制度を活用することを決めてしまうこと自体は時期尚早と考える。

[御意見2] FIT 電気の送配電事業者の買取りについて

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

5. ③ 送配電事業者による買取義務等を通じた広域融通等 (p8)

・意見内容

- (1) 固定価格買取制度における、FIT電気の買取義務者を送配電事業者とする本報告書の方向性を支持する。
- (2) ただし、報告書で明示されるとおり、事前合意がある場合は、発電事業者と小売事業者との間でFIT電気の引き渡しができる措置が講じられることが大前提である。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

日本における変動型の再生可能エネルギー(太陽光、風力)の導入率はまだわずか2.7% (※1)であり、他の先進国(たとえば同上のドイツの15.7%(※2))と比較して著しく小さい。

今後更なる再生可能エネルギーの導入促進を促していくためにも、固定価格買取り等での支援を通じた“発電事業者側を増やす”施策はもちろん、そもそも“増える発電事業者を受け入れられる”土台づくりが必要である。そのため、系統増強などのハード面での対策はもちろん、受電する系統側の運用がより効率的・広域的になされるようなソフト面での施策も重要となる。

送配電事業者が FIT 電気の買取義務者となり、変動型を含む電気を、管理しやすくなることは、重要であり、まさにソフト面での対策となりえる。地域間連系線を活用しての広域融通、及び揚水発電など既存のハードを最大限に活用して、変動電源を最速に大幅導入するためには、その指令を出す権限を持つ送配電事業者が買い取り義務者となることが不可欠である。長期的な視点で日本の今後の更なる再エネ普及を考えると、買取事業者を送配電事業者とする今回の方針には賛同できる。

ただし、国民が再生可能エネルギーを自ら選択して選ぶことができることを確保することは必要不可欠である。送配電事業者を買取義務者にする場合には、報告書で明示された、“小売事業者と発電事業者で合意が成立されている場合には、当該小売事業者に FIT 電気を引き渡す”仕組みを担保することは欠かすことができない要素であると考えます。

※1……自然エネルギー白書(2015), ISEP より(2014年度値)

※2……Renewable Energy Sources in figures, 2014, Federal Ministry for Economic Affairs Energy, 2014,

[御意見3] 出力制御に関するルール見直しについて

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

5. ④ 出力制御に関するルール整備等 (p9)

・意見内容

- (1) 出力制御についての具体的ルール策定の検討を本格化させる前に、まず出力制御自体の必要性について再度しっかりとした検討がなされるべき

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

太陽光発電事業者および風力発電事業者に対して、出力制御(抑制)を受け入れることを前提に系統接続を認める現行の指定電気事業者制度が始まってしばらく経つが、そもそも、出力抑制自体が、現在の日本の再エネ普及状況においてどの程度必要であるかを、まずは再度点検すべきである。日本に比べて変動型の再生可能エネルギー(太陽光や風力)の導入が進んでいる欧州諸国(特に、連系線が日本と類似して脆弱ながらも、総電力量に占める太陽光と風力の割合が23.5%(※1)のスペイン(日本は2.7%))では、気象予測システム等を活用した発電量予測と広域融通を介すことで、電力システムの健全な運用が行われている。

まだ変動型の再生可能エネルギーの導入率が低い日本において、目下急ぐべきはこうしたシステム等の早期構築であり、広域運用を可能とするルールの見直し等である。その点では本報告書(案)が、広域運用を加速させられるよう、今後は連系線のルール見直しなどを行うべきとしていることは評価できるものの、出力制御ありきで論議が先行して進むことには疑義を感じざるを得ない。

さらに、出力制御の議論に関しては、議論のベースとなっている『接続可能量』の算定条件に、ほぼ全ての原発稼働が前提(※2)となっているなど、目下の稼働状況及び今後の再稼働に対する現在の民意を踏まえると現実的ではない面がある。

それゆえ、本報告書で示す今後の出力制御についての具体的ルール策定の検討に関しては、ルール検討を急ぐ前に、まずは今一度その必要性和必要量の検討がなされるべきと考える。

※1……Energy Statistics Energy datasheet, EU commission, より 2013 年値を使い算出

※2……経産省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会系統 WG (第7回) 資料3~8